南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金

補助金交付までの流れ

	手順	ポイント
1	交付申請書「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（様式第１号）を提出	・収支予算書（様式第２号） ・認定地域クラブ所属中学生名簿（氏名、住所、学校名及び学年を記載したもの） ・その他市長が必要と認める書類 を添付すること
2	交付の可否を決定	学校教育課が「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号)」を郵送
3	認定地域クラブとして活動を行う	・令和７年度　１０回程度の活動 ・令和８年度　１０回以上の活動 ※概算払いを受けたい場合は、「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金精算（概算）払請求書（様式第６号)」を提出
4	実績報告書「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金実績報告書（様式第４号)」を提出	年度末又は活動終了日から３０日以内に提出 ・収支決算書（様式第２号） ・契約書、領収書その他の補助対象経費の支払を証明する書類の写し ・その他市長が必要と認める書類 を添付すること
5	額の確定	実績報告書の内容を審査し、「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金確定通知書（様式第５号)」を郵送
6	補助金の請求 「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金精算（概算）払請求書（様式第６号)」を提出	補助金の額は、補助対象経費の合計額（千円未満切捨て）か下記算定方法の合計額のどちらか低い方

※補助金算定方法

区分	算定方法
１.クラブ基本額	次の各号に掲げる所属中学生の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額 (1)　１人から１０人まで　２０，０００円 (2)　１１人から２０人まで　３０，０００円 (3)　２１人以上　５０，０００円
２.人数割額	所属中学生の人数に５，０００円を乗じて得た額
備考　所属中学生の人数は、当該年度の５月１日時点（当該日後に設立された認定地域クラブの場合は、認定時）の人数とする。 **※所属中学生とは：南魚沼市に住所を有し、認定地域クラブに所属する中学生**	

・補助金の交付を受けようとする年度の１月１日以降に申請された補助金の額については、上記により算出した額の２分の１の額とする